

平成 19 年 11 月 9 日
(社)沖縄県作業療法士会
会 長 比嘉 靖
学術部長 石川 丈

研究会募集のお知らせ

(社)沖縄県作業療法士会学術部では、県士会学術活動の一環として県士会員の興味や専門性を追求できるよう 6 つの研究会を発足しました。これまで行われていた身障、老人、精神、小児など 4 分野の勉強会の枠を超え、より発展的な活動になったと考えております。今後も県士会学術部では、沖縄県内の作業療法の更なる発展を目指し、研究会のサポートしていきたいと考えております。

つきましては、研究会を継続したい会員・発足したい会員は、下記の規定に従い申請して下さい。

1. 応募資格

研究会発起人代表者および発起人(5 名以上)は、(社)沖縄県作業療法士会会員で、応募する日時において当該年度の会費を納入済みであることとします。

2. 応募テーマについて

テーマの例として

『ハンドセラピー研究会』

『訪問リハビリ研究会』

『福祉用具研究会』など

その他、各県士会会員が興味のある研究会をテーマに上げ応募下さい。

3. 応募手続き

研究会を設立し、研究会活動を実施しようとする者は、所定の書類を沖縄県作業療法士会学術部へ応募書類を提出して下さい。

4. 提出書類（別紙参照）

- ・研究会設立申請書(様式 1)
- ・研究会活動計画書(様式 2)

5. 提出期限

平成 20 年 1 月 31 日(木) 17:30 まで(厳 守)

※必ず提出書類を確認し、提出して下さい。

6. 書類の提出先および問い合わせ先

研究会設立申請書および研究会活動計画書は、下記までメールをお送り下さい。

1) 〒901-2211 沖縄県宜野湾市宜野湾 3-3-13

宜野湾記念病院 リハビリテーション科 作業療法室内

(社)沖縄県作業療法士会 学術部 石川 丈

TEL : 893-2101(代) FAX : 892-8863

e-mail : oki_gakuzyutubu@yahoo.co.jp

7. 審査と承認

(社)沖縄県作業療法士会の運営会議および常務理事会が応募書類に基づき審査を行い、研究会活動を承認します。その後、直近の総会を経て正式承認されます。結果(内定)については、各研究会の代表者に通知します。

8. 審査項目

- ①作業療法の発展と学術的活動であることが明確な研究課題と目的が示されていること。
 - ②研究会の具体的実施計画が立案されていること。
 - ③発起人が(社)沖縄県作業療法士会の会員(県士会費納入済みの方)であること。
- などが審査内容となります。

9. 各研究会への活動支援内容

承認された研究会に対し、活動に関する運営資金を支援します。支援する金額は、1研究会あたり1年間2万円を上限とします。

※支援金の用途に関しては問いません。

※学術部への決算報告は必要としません。

10. 承認された研究会の責務

毎年、下記のいずれかを選択し実施して下さい。

- ①沖縄県作業療法学会で1演題以上発表する。
- ②沖縄県作業療法研究へ1編以上報告すること。
- ③各研究会主催で研修会を開催する。

※ 注意事項

- ・ 学会発表者および機関誌への投稿者は、必ず『○○○研究会』と明記するようにして下さい。なお、学会発表については教育部より生涯教育ポイントシール(2ポイント)を取得できます。
- ・ 各研究会の発起人が、県士会費を納入していない場合、次年度の支援金が取得できない。各研究会代表者は、発起人が県士会会員であることを確認して下さい。

11. 研究会活動支援期間

(社)沖縄県作業療法士会が研究会の活動を承認し、支援金を支給する期間は1年間とします。

12. 研究会支援の中止

(社)沖縄県作業療法士会が研究会活動を承認し、支援する期間において、研究会の責務が果たされていないとき、あるいは研究会からの申請があった場合、承認期間内であっても承認と支援を中止することがあります。

13. 活動結果の帰属

研究会活動によって得られた情報や結果は、将来にわたって(社)沖縄県作業療法士会に帰属するものとします。

研究会設立申請書

I. 研究会名称

() 研究会

II. 研究会発起人代表および発起人

氏 名 (代表者の左端に○をつける)	所 属

III. 研究会設立および継続の趣旨

IV. 研究会代表者の連絡先

代表者名：

所 属：

TEL：

e-mail：

※e-mailは随時連絡が取れるアドレスを記入すること！

FAX：

